

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 6 号 1998年5月

HEADLINE

1 ヴィエトナム法シンポジウム開催の御案内

本年7月2日にヴィエトナム法のシンポジウムが開催されます。

2 カンボディア国司法支援研修と研修員のレポート

本年1月にカンボディア研修が実施されました。その際に提出された、カントリーレポートは同国の司法と法曹の実情を詳細に論じたものであり、執務の参考に掲載します。

3 本年度事業計画

ヴィエトナム法シンポジウムの開催について

平成10年度前期ヴィエトナム法整備支援研修は、来る6月15日から7月10日まで、会社法(証券取引法を含む)をテーマに開催されます。

ヴィエトナム国司法省等より10名の研修員が参加する予定です。

当財団では、この機会に、同研修員団長及び日本の学者、企業関係者数名の講師の参加を得て、ヴィエトナム法シンポジウムを開催いたします。

日 時： 平成10年7月2日(木) 10:20～17:00

会 場： 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 法曹会館「高砂の間」

テ ー マ： 「ヴィエトナムにおける企業活動をめぐる諸問題」

パネリスト： 志村治美 立命館大学名誉教授・京都学園大学教授

(日本側) 上村達男 早稲田大学教授

金井貴嗣 中央大学教授

鈴木康二 日本輸出入銀行・海外投資研究所主任研究員

藤井孝男 ヴィエトナム松下電器㈱社長

ヴィエトナム研修員名簿他詳細は別途御案内いたします。

カンボディア司法支援研修について

1 研修概要

カンボディア研修は、市場経済への移行を図るアジア太平洋地域等の発展途上国への我が国の法整備支援の一環として、同国からの要請に基づき実施されています。今回は、同国の司法関係者5名を招き、本年1月11日の来日から、2月8日の帰国までの間、法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会等において、日本における法律家の養成制度、民法、商法、訴訟法等に関する講義、府中刑務所等の見学及び関係各所への表敬を実施しました。

2 研修員名簿

HY SOPHEA (ヒー・ソピア) (団長) Kandal Provincial Court Chief Judge
(カンダル州裁判所裁判長)

HUON MANY (フーン・マニ) Sihanouk Ville Court Chief Judge
(シアヌーク裁判所裁判長)

MUONG SARIN (ムン・サリーン) Prey Veng Provincial Court Assistant Prosecutor
(プレイ・ベン州裁判所検事補)

PEN SARITH (ペン・サリッツ) Svay Rieng Provincial Court Chief Judge
(スバイ・リエン州裁判所裁判長)

CHIV SONGHAK (チウ・ソンハク) Bar Association of kingdom of Cambodia Attorney-at-Law
(カンボディア王国弁護士協会法務弁護士)



左から、Hy Sophea 氏、Huon Many 氏、Muong Sarin 氏、Pen Sarith 氏、Chiv Songhak 氏。

カンボディア研修カントリー・レポート

「法制及び司法における協力」

カンボディア王国弁護士会評議員
弁護士 CHIV SONGHAK

目 次

I 過去の経緯

- 1 沿革
- 2 クメール・ルージュと法律制度の破壊
- 3 最近の進展状況
- 4 立法手続
- 5 法規の優先順位
- 6 裁判所の構成及び機能
- 7 最高司法評議会の構成及び機能

II 司法制度

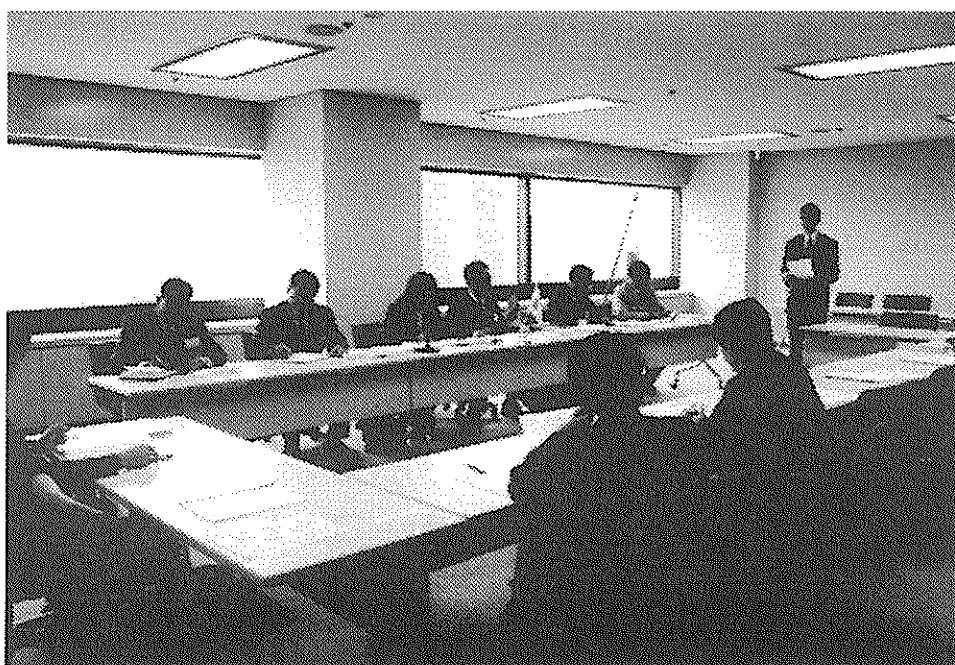
- 1 司法の独立
- 2 司法の機能
- 3 裁判所(控訴裁判所, 最高裁判所)

4 警察

- 5 弁護士及び弁護人
- 6 受刑者の矯正

III 法曹

- 1 沿革
- 2 弁護士会
- 3 弁護士会長
- 4 弁護士評議会
- 5 弁護士リストへの登録の承認
- 6 弁護士開業の承認
- 7 弁護士業務の実施
- 8 事務所の共同経営



レポートを発表する CHIV SONGHAK 氏

I 過去の経緯

1 沿革

カンボディアの法制は、一連の異なる法源から影響を受けつつ、進化してきたもので、まず、初期の時代には、アジアに起源を持つ慣習法、次に、フランスの保護領であった時代に導入されたフランス法、すなわち、社会主義的影響を受けた大陸法的伝統、その次に国連カンボディア暫定機構の暫定立法、そして最後に、憲法により生まれたカンボディア王国の制定した現行の法律となったものである。

フランスの保護領となる以前は、地方における人間関係はもっぱら慣習法により規律されていた。これらの慣習法は、カンボディア人が一般的には合意に基づいて、また、地方レベルでは伝統的基準によって、漸進的に発展させてきた。慣習法は、本来、成文ではなく、歴史、文化並びにカンボディア人の信条の産物である。その後、慣習法は、与えられた環境の中で、特定のニーズや制約に応じる傾向を持った。当時は、主として、村落を中心として組織される自給自足の農民経済に関係したものであり、ワット（仏教寺院）に代表される宗教団体の支援を得て、村長が特に紛争の解決の点で、中心的役割を演じたのである。

1863年にフランスの保護領となって、フランスで立案され、多かれ少なかれ地方の状況を勘案した正式な「近代的」立法が導入された。これは、フランスの大陸法による裁判所に習い、政治、経済、社会のあらゆる生活分野を律するものであった。しかしながら、20世紀の中頃まで農村社会は大部分が地方の慣習に従っていたため、これら農民に対する影響は実際は微々たるものであった。従って、このような近代立法は主として天然資源の開発や国の施策、私企業に適用されるにとどまった。

1953年にノロドム・シアヌーク公がカンボディアの独立を達成した後、1970年代の中頃までに若干の大きな改革が行われた。1975年から1979年に至る恐ろしい大量虐殺時代に、古いものも新しいものも含め、全ての現行法が完全に廃止された。その後の10年間に採択された法律は、あらゆる種類のカンボディアの法規を復活しようとする試みにもかかわらず、明らかに社会主義的計画経済型を採り入れたものとなった。当分の間、このような成文律は、慣習法と共に存するであろう。なぜならば、地方レベルでは、地方の慣習が依然としてルールとして残っており、中央で作られた立法は例外に過ぎないからである。司法の基準を取り入れ、適用するにあたっては、このようなクメールの法律の二重性を念頭に置くことが重要である。憲法も、国の統一を守り、国の伝統を保持する国家の責務にふれ（第52条）、この点を裏付けているようである。

2 クメール・ルージュと法律制度の破壊

1975年から1979年に至る間、民主カンボディアのクメール・ルージュ政権は、大量の都市住民を地方に追放し、反政府派とみなされる者を即刻処刑し、大量の飢餓を生んだ過酷な経済政策の採用や人間の活動のほとんど全てを集団化する施策を実施した。

処刑の対象者としてロン・ノル政権の官吏と兵士、都市のエリート、少数民族並びに自身の党派の幹部も含まれていた。全てを合わせるとクメール社会の残酷な再建の結果、約300万人が殺害されたことになった。

クメール・ルージュは、法律制度を含め、全ての政治体制を解体し、テロリストによる支配をもってこれに置き換えた。1976年の民主カンプチア憲法は、裁判所と裁判官に言及しているが、裁判所の制度が設立されたことはなかった。教育のある他の者と同様に、裁判官や弁護士は、クメール・ルージュの迫害の対象となった。1975年以前にカンボディアに住んでいた400人から500人の弁護士や法律家のうち、少なくとも半数、否、おそらく80%以上がクメール・ルージュの政権獲得後に殺害され、又は飢餓や病気で死亡している。大量虐殺前に国外に逃れる機会を得た者はわずかに過ぎない。

この様に死亡したり出国した結果、国は弁護士や訓練を受けた法律家が著しく不足し、これは現在まで続いている。1979年1月7日、カンプチア人民共和国の設立宣言が行われた頃には、カンボディアに残っていたのは、5人の裁判官を含め、わずか10人の法学部卒業生であったと言われている。ある作家は、この事態を完全な「法的真空」だと述べている。

3 最近の進展状況

1989年に憲法が改正され、非集団化と経済の進歩的改革時代の端緒を開いた。市場経済に基づく新たな法規が導入されたが、立法者の不足のため極めて遅いペースとなっていく。このプロセスは、その後、1991年にパリで署名された平和協定で確認され、究極的にカンボディア王国憲法の中で、自由民主主義の経済、政治原則に基づく法制が創設された（憲法第56条）。

しかしながら、制憲議会は憲法の精神に反する規定を除き、新しい法律で改正又は廃止するまでは人権を私有財産を保障し、又は公共の財産を擁護する現行の法律は、これを維持する選択を行った（第139条）。

憲法では、更に司法の基準について順位を定めている。この原則に従って、国民議会の採択する法律その他の規則（命令、準命令、決定等）は「国の最高法規」と考えなければならない。究極の目的は、「法の支配」を尊重する国家を強化し、また設立する第一歩である法

の一層の尊重を確保することにある。

4 立法手続

一般的に、法律の公布に至るまでの立法手続の順序は以下のとおりである。

- ①担当省庁による法案の作成
- ②省庁間会議による法案の審議(又は必要な場合、関係省内での審議)
- ③閣僚会議の内閣法律家審議会による法案の検討(憲法との合憲性、現行法規との一致等を照合する)
- ④閣僚会議における法案の審査と採択
- ⑤政府の議会に対する法案提出
 - a 担当委員会での審議
 - b 委員会間レベルでの審議
 - c 議会本会議での審議及び採決
- その後
- ⑥国王又は国家元首による法律の公布

議会で承認され、公布のため国王が署名した法律は、プロンペンでは署名の10日後、また全国的には20日後に効力を生ずる。緊急に制定される法律は公布後、全国で直ちに発効する。国王が公布した法律は、全てリーチケック(Reach Kech)という官報に掲載されて全国に配布される(第93条)。

更に、代議士及び総理大臣も法律を起案する権利を有する。これらの者は法律の改正を提案する権利を有するが、公共の所得を減らしたり、国民の負担を増大させる目的のある提案は容認されない(第91条)。

国の独立、主権、領土の保全を維持する原則に反し、政治的統一又は国家意思の実施に影響を与える議会の定める法律は、議会のみがその無効を決定することができる唯一の機関である(第92条)。

5 法規の優先順位

現在使用されているカンボディアの司法用語で、法の優先順位は、これもまた明確に確立されたものではないが、以下のように思われる。

- ①憲法

国民議会が採択し、1993年9月24日に公布された。カンボディア王国の最高法規であり、

他の法律は全て厳に憲法と合致するものでなければならない。憲法を見直し、又は改正するイニシアチブを取るのは国王、総理大臣、議会の長の大権である。改正は、3分の2の多数決で議会が承認する憲法改正法により定められる(第132条)。自由で、かつ、社会的多元民主主義及び立憲君主政体に影響を与えるような改正は禁止される(第133条)。

② チェバブ(Chhbab)

議会の採択する法律。国家機関の創設や組織及びその構成を扱うものであれば、組織法という。例えば、第127条は、州、自治体、地方、カンド(Khand)、クム(Khum)及びサンカット(Sangkat)は組織法により規定されると定めている。チェバブは、通常クラム(Kram)と混同されているが、後者は実際には国王がかかるチェバブを公布する国王命令(Royal Decree)なのである。

③ リーチ・クレット(国王命令)

国王がその憲法に基づく権限、例えば閣僚会議及び最高司法会議の提案に基づき高官を任命する権限を行使するため使われるもの。又は、閣僚会議の採択後、総理大臣の提案に基づき国王が署名し、その施行を担当する総理大臣が副署するもの。

④ アヌ・クレット(準命令)

閣僚会議の採択後、総理大臣が署名し、その施行を担当する大臣が副署するもの。アヌ・クレットはまた、総理大臣が自己の有する規制的行政権の枠内で行使することができる。

⑤ プラカス(省庁の決定)

大臣又は官房長官(国家官房のため)がその権限に属する事項を定めるため行うもの。

⑥ サクディ・サムレッチ(決定)

州知事が各州の管轄区域内で実施するもの。

以上の法規とは別に総理大臣又は国務大臣は、サーチャー(回章)又はサクディ・ネルノルム(通達)を出し、特定の法律的又は規制的措置を説明し、又は指示を与えることができる。

6 裁判所の構成及び機能

カンボディアの裁判所は組織上3つの段階に分かれ、下級裁判所として州裁判所、都市裁判所及び軍事裁判所があり、その上に控訴裁判所と最高裁判所がある。

各州と都市にある州裁判所と都市裁判所は、その管轄権が各々の州の領地に及ぶ下級裁判所である。プノンペン市にある軍事裁判所も下級裁判所であり、その管轄権は王国の全領土に及んでいる。控訴裁判所と最高裁判所はプノンペン市に置かれ、その管轄権は王国全土に及ぶ上級裁判所である。全てのレベルの裁判所は、現行法により、また現行法がな

いときは最高国民評議会(SNC)の採択した法規又は憲法に反しない現行法に基づいて裁判を行っている。民事事件では、明らかに法律が規定を設けていない場合や、法律に規定がないためギャップがある場合には、慣習、伝統、良心及び公平を旨に裁判が行われている。

7 最高司法評議会の構成及び機能

カンボディア王国憲法第113条及び第115条により、司法の独立を保障し、裁判官の規律を維持し、かつカンボディア王国裁判所の立派な運営を確実なものとするため、最高司法評議会を設立することが定められている。このため、「最高司法評議会の設置及び構成に関する法律」が国民議会の第3会期中、1994年12月22日にプロンペンで可決された。

最高司法評議会の構成は以下のとおりである。

- ①議長としてカンボディア国王
- ②委員として法務大臣
- ③委員として最高裁判所長官
- ④委員として最高裁判所検事総長
- ⑤委員として控訴裁判所所長
- ⑥委員として控訴裁判所検事長
- ⑦委員として裁判官が選出した3名の裁判官

最高司法評議会は、選出された裁判官が欠席する場合に備え、全国の裁判官から選出された3名の代わりの委員をあてることができる。最高司法評議会の選出委員の任期は5年である。任期満了後、これらの者は再選の候補者になることができる。法務大臣に支障がある場合には、法務省の上級官吏が委員を代行する。最高司法評議会の議長である国王は、議長の職務を務めさせるため、王室の代表者を指名することができる。

最高司法評議会は、裁判所の組織及び運営に関する法律案について、意見及び勧告を求められ、会議は法務大臣からかかる法律案を受領してから30日以内に回答をしなければならない。緊急の場合、この日数はわずか10日間に短縮される。

最高司法評議会は、全ての裁判官及び検察官について、その任命、異動、職務の中止、一時停止、資格の剥奪に関し、国王に勧告を行う。また、評議会は全ての裁判官及び検察官の昇進について勧告を行う。これらの事項について、法務大臣は国王に命令案(Draft Royal Decree)を提出する。評議会は裁判官及び検察官の懲戒処分につき、懲罰委員会の役割を果たし、処分の対象が裁判官であるか検察官であるかにより、最高裁判所長官又は検事総長が委員会の議長を務める。

II 司法制度

1 司法の独立

司法の独立は、国際連合が採択した「司法の独立に関する基本原則」に従い保障されなければならない。裁判官は、訴訟の当事者その他からの圧迫、直接又は間接の脅迫や威嚇を排し、公正公平に提示された事実に基づき、法に従い決定を行わなければならない。

司法は行政及び立法機関並びにいかなる政党からも独立していなければならない。司法の職務に選ばれた者は、誠実で有能でなければならない。

司法の独立の原則により、裁判官は裁判手続が公正に行われ、当事者の権利が尊重されることを確保する権限と責務を有する。裁判官は職務の遂行のため、相当かつ充分な物質的条件を満たされなければならない。また、その公正と独立性を確保するため相応の訓練と十分な報酬を支給されなければならない。

2 司法の機能

裁判官と検察官は、共に司法官である。裁判官のみが判決を下すことができる。検察官は刑事訴訟のみを担当することができ、これのみを提起することができる。検察官は裁判所その他個々に定める法定に起訴状を提出する。法務長官(Attorney General)は、法律に従い最高裁判所の面前で訴訟申立を行い、州検事による起訴の合法性を審査し、かつそれらの者の職務を定め、かつ監督する。

3 裁判所

平和協定のカンボディアの締約者は、国連カンボディア暫定機構(UNTAC)の協力の下に、現在、事実審裁判所(Trial Court)の無い各地域又は州にこれを少なくとも一つ設置することに合意する。裁判官は UNTAC の監督の下に任命され、昇進し又は解雇される。

事実審裁判所は、1名の裁判官と1名の検察官で構成される。これらの裁判所はそれぞれの管轄地域内で施行される法律その他の基準はもとより、この規則の適用につき一般的管轄権を有する。利害の抵触又は無能力により資格を失う裁判官に替えるため、代替裁判官を正規の裁判官と同一の方法で任命することができる。

①控訴裁判所

締約者は UNTAC の協力の下にその管轄地域又は領土内で未だ控訴裁判所の無い所に少なくとも一つの控訴裁判所を設立することに合意する。

控訴裁判所は3人の裁判官と1人の検察官により構成され、現存する行政機構が UNTAC の監督の下に任命し、昇進させ、また解雇する。

利害の抵触又は無能力により資格を失う裁判官に替えるため、代替裁判官を正規の裁判官と同一の方法で任命することができる。

訴訟参加人(Intervening party)、検察官又は被告人は、事実審裁判所の判決に対し、被告人が出廷している場合には、言い渡しの日から2ヶ月以内、欠席裁判の場合にはこれに15日を加えた期間内に控訴することができる。

控訴裁判所は、法と事実の双方を判断する。

②最高裁判所

締約者「カンボディア国」の願望に従い、プノンペンの現在の最高裁判所は改善され、前記第1条の要件に従い、かつ次の権限を果たすことになろう。

- a) 裁判所による法律の審査を行う。
- b) 法務長官、有罪の言い渡しを受けた当事者、訴訟参加人又はそれらの弁護人からの訴願に基づき、被告人が判決言い渡しの日に出廷したときは控訴審判決の日から2ヶ月以内、また欠席のまま言い渡しがあったときは、これに15日を加えた期間内に控訴審判決を審査する。
- c) 控訴審裁判所に事案を差し戻すことができ、その場合、当該裁判所がその判決に従わないときは有罪の言い渡しを受けた当事者、訴訟参加人、又はそれらの弁護人は、上記 b 号に掲げるものと同一の条件で判決後2ヶ月以内に事案を最高裁判所に再提出できる。同裁判所はその場合、法律と事実の双方につき最終決定をすることができる。

3 警察

警察は、「法執行職員行動規範」及び可能な限り、国際連合の採択した「法執行職員による強制力と火器の使用に関する基本原則」を遵守するものとする。

平和協定の締約者で、その法執行職員がこの要件を守れない場合には、UNTAC の協力を得て、相応な警察を設立、訓練することに合意するものとする。

4 弁護士及び弁護人

弁護士は、財団法人で会員に対し、懲戒、監督権を有する弁護士会を設立することが認められる。弁護士会は、いかなる政党からも、また平和協定のカンボディアの締約者のいかれかに代わり行動するいかなる立法又は行政機関からも指示を受け、又はこれに従ってはならない。過渡期の間、少なくとも大学の法学士号に相当する学士号を持つ者、又は相当高

度の責任がある法律又は司法分野の経験を5年以上有する者は、弁護士を開業することが許される。

カンボディアでは、弁護士の数がわずかであるので、過渡期の間、中等学校の卒業証明書を持つ者は、法廷で被告人を代理することができる。但し、公認政党の現存する事務部門の幹部又は選任された職員は除かれる。更に、被告人はその家族に対し、その者の教育レベルに関係なく法廷での代理を求めることができる。

被告の代理人は、裁判手続で弁護士と同一の権利を持ち、いかなる書面でも閲覧でき、また申立書又は抗弁を提出することができる。ここで、弁護人とは、差別なく弁護士又はその他の被告人を代理する者を指す。

外国人弁護士は、自国での弁護士会員であるか、又は自国で正式に開業を認められている証拠を提出するときは、カンボディアの裁判所に出廷することができる。現存する行政機構は、カンボディアで弁護士業務を行うため入国する弁護士に、ビザの発給を容易にすることに合意する。

5 受刑者の矯正

矯正の目的は、社会復帰である。受刑者の処遇は、国際連合の採択した被拘禁者処遇最低基準規則と被拘禁者処遇基本原則に一致するものでなければならない。

公判前拘留又は有罪判決の後に被疑者又は被告人を逮捕又は拘留する当局は、検察官及び当該州又は地域の1名の裁判官が毎月署名する刑務所登録簿を保存し、これには確認のため、氏名、年齢、住所、年月日、逮捕理由、罪状認否手続の日及び有罪の言い渡しを受けた者については、判決年月日と言い渡された刑を記載するものとする。

検察官と裁判官は、いつでも被拘禁者に面接するため刑務所を訪問することができる。

UNTAC の人権、民間行政及び文民警察部門の権限ある代表者は、これと同一の権限を有する。これに関し、平和協定のカンボディアの各締結者は、全拘置所のリストを遅くともこの文書の発効と同時に作成し、UNTAC 民間行政部門の中央サービスへ、その日付で提出しなければならない。

III 法 曹

1 沿革

弁護士法は、1995年6月15日第1議会の第4会期にカンボディア王国国民議会で採択された。

法曹は、正義を追求する独立した自治的職業であり、弁護士会の枠組みの中からのみ任務を遂行できる。弁護士は、依頼人との合意により依頼人を代理でき、また、審判手続その他、特に法律の定める場合を除き、あらゆる段階の裁判手続、特に民事、商事、行政、労働又は社会訴訟で依頼人を弁護できる。刑事事件で、弁護士は被告人を弁護できるが、法廷でその代理人となることはできない。但し、法律に別に定めるときはこの限りでない。弁護士は、民事訴訟で被告又は原告を代理することができる。また、弁護士は懲罰委員会で依頼人を弁護することができる。

弁護士は、司法の分野で勧告を行い、文書を作成することができる。弁護士は、当事者又は裁判官により調停人又は仲介人として選任されることができる。弁護士は、法律で認められた場合に限って仲裁人に選任されることがある。弁護士会の会員である弁護士を除き、何人もこの職業を遂行したり、法律相談に応じ、又は報酬を得て裁判所関係の文書を作成することはできない。但し、かかる法律相談又は文書の作成がその職業に付随する事務であり、又は法律で許可された職務であるときはこの限りでない。

その氏名が外国の弁護士会に登録されているか、又は出身国で弁護士開業を認められ又は認可されている外国人弁護士は、カンボディア王国の弁護士と共に開業し、かつこれに随行してカンボディア王国の裁判所に出廷し、これを援助する権限を持つ。外国人弁護士は、依頼人の代理をすることはできない。外国人弁護士は、クメール弁護士評議会の認可がある場合にのみ、カンボディア王国の領土内で弁護士を開業することができる。この認可は、外国人弁護士の資格が十分であるか否かにより、当該弁護士の出身国がカンボディアの弁護士にこれと同じ可能性を与えている場合にのみ付与される。認可は、当該弁護士がカンボディア王国内で開業中に違反行為を犯した場合には、取り消されることがある。開業を許可された外国人弁護士は、依頼人を魅惑し、その他商業広告をする行為を行ってはならない。

2 弁護士会

カンボディア王国弁護士会は、王国内に事務所を設ける全ての弁護士を結びつける団体である。各弁護士はそれぞれ自己の名を弁護士名簿に登録することにより弁護士会の正会員となる。弁護士会は1名の会長を長とし、弁護士評議会により運営される。会長の任期は2年とする。この任期は、一回に限り選挙により更新することができる。

3 弁護士会長

弁護士評議会の議長は次の職務と責任を有する。

- ①弁護士会の指導者であること。
- ②弁護士総会及び弁護士評議会の議長となること
- ③法曹及び全会員の利益の擁護者となること
- ④調停人、又は必要な場合には当事者の要請に基づき弁護士間又は弁護士と依頼人との間の紛争の仲裁人となること
- ⑤第三者又は公共機関に対し、法曹の代表者となること
- ⑥弁護士評議会の承認を得て、弁護士会に関する訴訟で弁護士会の代表者となること。

弁護士評議会が投票を行う場合、会長の票は特に意味を持つものではない。弁護士会の会長は、弁護士評議会の一人又は数人の委員に、一定の期間、権限のいずれか又は全部を委任することができる。弁護士会長が不在のときは、最も年長の評議会委員がこれを代行するものとする。

4 弁護士評議会

弁護士評議会は、法曹人の品行に関する全ての問題を審査し、解決する。評議会は弁護士の職務の遂行と権利の擁護を保障する。評議会は職務として特に以下を行う。

- ①手続規則及び倫理規範を設けること。
- ②研修を行い、弁護士リストに登録する者の氏名の記載について決定する。
- ③弁護士が提出する認可要請について決定を行う。
- ④弁護士が提出を義務づけられている契約その他の文書を審査し、かかる契約や文書について指針となる意見を述べる。
- ⑤弁護士の帳簿の正確性を調査する。
- ⑥弁護士会の全般的な組織と運営を保障する。
- ⑦弁護士会の財産と予算を管理し、各弁護士が支払う会費金額を定め、かつ法曹全体の共通の保険金への支払を行う。

弁護士評議会は以下の者で構成される。

- ①弁護士会の会員が30名以下の場合は5名の会員
- ②同様に、31名から50名までの場合は9名の会員
- ③同様に、51名から200名までの場合は13名の会員
- ④同様に、201名から500名までの場合は19名の会員

⑤同様に、501名から1,000名までの場合は27名の会員

⑥同様に、1,001名以上の場合は33名の会員

弁護士評議会の委員の任期は3年とし、選挙による。委員は再度就任できるが、任期の連続は許されない。以前に委員であった者は、任期終了後3年を経過したときに初めて再選の立候補ができる。弁護士会長は任期終了直後、弁護士評議会の委員に選任されることができ、任期終了後3年間待つ必要はない。

弁護士会は、いかなる政党、宗教団体その他の組織に従属するものではない。あらゆるイデオロギー、宗教又は政治に関する発言は禁止される。弁護士会は、その予算のみで活動する団体であって、利益を生むいかなる活動も行うものではない。

5 弁護士リストへの登録の承認

何人も以下の要件を満たせば、弁護士の職務に就くことができる。

- ①クメール国籍を有すること。
- ②法学士号又はこれに相当する称号を有すること。
- ③法律家職業技術証明書を有すること。これは法曹訓練センターが発給する。このセンターの組織と機能は準命令により定められるものとする。
- ④軽犯罪又は重罪より有罪となったことがなく、また何らかの職務からの解任、若しくは名誉に反する行為か不道徳な行為で解雇されるような懲罰又は行政的処罰を受けたことがないこと。裁判所で破産宣告を受けたことがないこと。

以下の者については、法律家職業技術証明書又は法学士号は必要とされない。

- ①5年を超える期間、裁判官の職に就いている者及び裁判官であった者で第2次法学証明書を有し、2年を超える期間裁判官であった者。
- ②本来クメール国籍を持ち、外国の弁護士会に登録されている者。
- ③法学博士の称号を受けている者。

6 弁護士開業の承認

弁護士業務に従事する申請書の弁護士評議会による承認の決定は、全ての条件がこの法律の規定に従い、満たされているという決定と控訴裁判所検事長の意見に照らして下される。この決定は、当該弁護士と控訴裁判所検事長に通知される。弁護士評議会は、少なくとも10日前に当該申請人に出頭させ、その意見を述べさせる手続を踏まずに不承認の決定を

することはできない。この呼び出しが、書留郵便又は直接手渡しで行い、受領証を取るものとする。弁護士業務に就くことを承認された者は、控訴院で弁護士会長の面前で、まず宣誓をしなければならない。この宣誓では、以下の文言を使用する。「私は、品位、良心、誠実と人間性並びに独立精神を持って、かつカンボディア王国の憲法その他の法律を遵守して、弁護士職務を遂行することを誓います。」

7 弁護士業務の実施

弁護士は、個人又はグループで合法に設立された法律事務所で業務を行うことができる。法律事務所は、そのメンバーの全員が法律家であるという性格の民間会社でなければならない。受益者（Beneficiary）とは、死亡した弁護士からその業務を受け継ぐ（legacy）権利のある者をいう。その者は、最高3年間、当該業務の割り当てを受ける。この3年の期間の経過後は、当該割り当て分を他の弁護士又は当該事務所に売却するものとする。弁護士は他の独立した（自由）職業のメンバーとの契約に署名することができる。但し、法曹のルール、特に秘密の厳守にふれるものであってはならない。クメールの弁護士、外国の弁護士又はいずれかの自由業のメンバーとの間でなされる契約は、これを審査し、承認の上、控訴裁判所検事長に通知するため、弁護士評議会に提出するものとする。

8 事務所の共同経営

弁護士は、他の弁護士と共同で弁護士業務を営むことができる。仲間のために行動する弁護士は、その仲間の氏名を使用するか、仲間の責任において業務を実施するものとする。当該弁護士は、その仲間の弁護士の合意なくして業務を遂行できないが、遂行の手段については完全に権利を有する。同人は、自己の良心に反すると信ずる仕事は拒否できる。いかなる場合でも、合同で業務を行うことは、仲間が自己の事務所を設立することを妨げるものではないし、仲間が弁護士の責務と法曹のルールを尊重することを妨げるものではない。同人は、依頼人を弁護するに当たっては、自己のために業務を遂行する者である。業務を共同で実施する契約は、弁護士評議会に送付しなければならない。

1997年11月20日
プノンペンにおいて
署名、捺印



平成10年度の事業計画

去る3月17日開催の平成9年度第二回理事会において承認された、当財団の平成10年度事業計画の主要プロジェクトは、概略次の通りです。

(1) 法整備支援研修事業

- ①ヴィエトナム法整備支援研修 (会場:法務総合研究所等)

前期 6月15日～7月10日 テーマ:会社法(証券取引法を含む)

後期 10月5日～10月30日 テーマ:知的財産権

- ②カンボディア法整備支援研修 時期:平成10年12月(於東京)

- ③第3回国際民商事法研修(会場:JICA大阪国際センター等)

参加国:中国、ヴィエトナム、ミャンマー、カンボディア、モンゴル、ラオス

時期 平成11年2月1日～3月5日

(2) シンポジウム・講演会等運営事業

- ①ヴィエトナム法シンポジウム(1頁案内の通り) 時期 平成10年7月
- ②日中民商事法セミナー 時期 平成10年11月5日(於東京), 同6日(於大阪)
- ③アジア・太平洋諸国における倒産法制シンポジウム 時期 平成11年2月

(3) 調査研究事業

アジア・太平洋諸国倒産法研究

(4) 広報事業

機関誌“ICCLC”(年3回), “ICCLC NEWS”(年4回)発行



発行日:平成10年5月26日

発行者:財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833